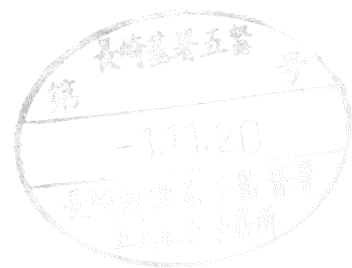


社会福祉法人 清和会

役員等費用弁償規程



社会福祉法人清和会役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清和会(以下「法人」という。)の法人業務に伴う役員等に対する報酬及び費用弁償について定める。

(役員等の定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、法人「定款」第16条の規定により選任された理事及び監事並びに同「定款」第6条の規定により選任された評議員、及び評議員選任・解任委員会運営規程第3条の規定により選任された評議員選任・解任委員をいう。

(業務の種類)

第3条 報酬及び費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会、並びに評議員選任・解任委員会
- (2) 監事による定期又は臨時検査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員等の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬及び費用弁償)

第4条 役員等が前条の業務に従事する場合は、報酬として、1日あたり5,000円を支給するものとする。ただし、理事長にあっては8,000円を支給するものとする。

- 2 役員等が前条の業務に従事する場合は、法人旅費規程に定めるところにより、費用弁償として必要旅費を支給するものとする。
- 3 前項の旅費については、原則として役員等の住所地を起点として計算する。
- 4 支出については、理事長決裁事項とし、別記様式の決裁書により支出伺いし、法人本部会計より支出するものとする。

(適用除外)

第5条 施設職員であって法人役員等を兼務する者については、第3条第1項1号から同項3号の業務の場合は、この規程は適用しない。ただし、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

附則

1. 平成20年11月27日付けで施行された「社会福祉法人清和会役員報酬規程」は、平成26年12月1日付けで廃止する。
2. この規程は、平成26年12月1日より施行する。
3. この規程の変更は、平成29年4月1日より施行する。
4. この規程の変更は、平成30年3月1日より施行する。
5. この規程の変更は、令和元年11月1日より施行する。